

平成26年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

10

(介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

資 料

下関市福祉部介護保険課

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》10
(介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

〔 目 次 〕

実地指導での指摘事項は？【共通】	1
変更届出書等の届出についての留意事項について【共通】	3
(介護予防)短期入所生活介護中の通院について利用者から付添費用や交通費の徴収は可能か？【短期生活】	4
施設サービス計画における口頭指摘事項について【老福】	5
最近の質問より【共通】	6
高齢者介護施設における感染対策マニュアルの確認について【共通】	7
養介護施設従業者等による高齢者虐待について【共通】	8

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》10
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

実地指導での指摘事項は？【共通】

下の表は、昨年度の本市の実地指導を中心に共通の指摘事項を記載したものです。加算の要件等は条例、基準、留意事項通知及びQ & Aなどを各施設(事業所)で確認し、記載された指摘事項に十分留意して今後の業務に役立ててください。

	サービス名	指摘項目	指摘事項	指導内容及び備考
1	共通	基本方針	健康管理及び療養上の世話に必要な通院費を徴収していた。	定期的通院や緊急的な搬送時には事前に家族の了承を得て金額を設定し徴収しているが、本来、定期的通院や緊急搬送は施設の責務と考えられるため、今後は施設の責任の下で通院等の援助に努めること。
2	(地域密着型)介護老人福祉施設	(地域密着型)施設サービス計画	(地域密着型)サービス計画の内容に不備がある。【文書指導】	【1表】 説明・同意・交付年月日がサービス提供開始後である事例が散見されたため、同意はサービス提供前に得ること。やむを得ない事情があって遅れる場合は「施設介護支援経過」(第6表)にその旨記載をすること。 入所者への説明・同意・交付を確認する署名欄に家族の氏名のみのものがあったが、利用者に代わり家族に署名をもらう際は入所者氏名及び代理で署名した家族の氏名及び続柄を記載してもらうこと。 【2表】 計画の期間がない状態でサービスを提供しているプランがあった。次のプランの期間が誤って設定したと思われるが、地域密着型施設サービス計画の重要な要素であるため、前サービス計画との整合性を確認し作成すること。 認定の有効期間の終期を超えて「(目標の)期間」が設定されていた計画があった。認定の有効期間を考慮して目標の期間の設定し、計画を作成すること。
3	(地域密着型)介護老人福祉施設	(地域密着型)施設サービス計画	(地域密着型)サービス計画の内容に不十分な箇所がある。【口頭指導】	本個別編「施設サービス計画における口頭指摘事項について」を参照してください。
4	(介護予防)短期入所生活介護	短期入所生活介護計画	短期入所生活介護計画の作成がされていない利用者があった。	おおむね4日以上連続して利用している利用者の短期入所生活介護計画が作成されていないので直ちに自主点検し作成すること。 【指摘の多い事項】
5	共通	届出	事業所の部屋の用途においてとして届出られている部屋が××として使用されていた。	建物の平面図に変更が生じているため、速やかに変更届を提出すること。また、今後変更に伴う届出が必要となる事態が発生した場合は、変更の日から10日以内に届出すること。
6	共通	施設(平面図)	施設の平面図において設備基準上必要とされる設備が表記されていない。	設備基準上必要とされる設備は平面図で確認出来るよう表記すること。
7	介護老人福祉施設	設備(廊下幅)	廊下(片廊下)に喫煙場所が設置されていた。	当該設置場所は、利用者が通行する廊下であり、かつ避難経路となっているため、喫煙場所を設置した場合においても、片廊下幅の1.8mが確保されるような配置とすること。
8	共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の内容に不必要及び不十分な箇所があった。【文書指導】	あいまいな名目での費用徴収は認められず、預り金出納管理に係る費用を事務手数料名目で請求しているため適正な名目に改めること。 入院中の部屋の確保料の設定があるが、重要事項説明書中の料金説明を別途記載しているサービス内容説明書内に記載がないため記載すること。
9	共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の内容に不十分な箇所があった。【口頭指導】	根拠法令に「下関市条例」に修正・追記すること。【H25.4.1より条例に変更されています。】 入所申込者に対して同意を得た上で交付を行ったことが書面で確認できないため、署名欄において入所申込者又はその家族が重要事項説明書の内容に同意したことが書面で確認できるように、「重要事項説明を受けました。」を「重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。」など説明・同意・交付をしたことがわかるように訂正すること。
10	ユニット型共通	運営規程	運営規程の内容に不必要及び不十分な箇所があった。【文書指導】	第 条第 項において、一律の入浴回数の設定を行っているが、ユニット型の施設であることから、入浴者の意向に応じることができるよう適切な表現に改めること。
11	共通	勤務体制の確保等	勤務表に常勤、非常勤の別、職種、兼務関係が記載されていない。	勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係を記載した勤務表とすること。 【指摘の多い事項】

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》10
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

	サービス名	指摘項目	指摘事項	指導内容及び備考
12	共通	勤務体制の確保等	勤務表において、医師の配置、従業者の日々の勤務時間が確認できなかった。	勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、 医師の配置 、従業者の日々の勤務時間を明確にすること。
13	共通	衛生管理	衛生上必要な措置を講じていないものがあった。	インフルエンザ等の感染症の個別対策マニュアルを作成しているが、レジオネラ菌については作成がなかったため、レジオネラ菌についても個別対策マニュアルを作成するなど、その発生及びまん延を防止するための適切な措置を講ずること。
14	共通	掲示	掲示されている内容に不十分な箇所がある。	現況に合わせた運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行うこと。 【運営規程等変更した場合は必ずセットで変更を行ってください。】
15	共通	高齢者虐待防止等のための措置	高齢者虐待に関する研修等が実施されていない。	養介護事業の職務に携わる従業者の資質の向上のために、高齢者虐待防止に関連する研修を実施すること。
16	(地域密着型)介護老人福祉施設	日常生活継続支援加算	各月における割合が起きていることをもって加算の算定をしており、算定要件となっている資料の作成が確認出来なかった。	各月における割合は確認できたが、算定要件である直近3月間における要介護4若しくは要介護5の者の占める割合及び入所者に対する介護福祉士の員数の平均が確認できなかった。算定要件である毎月において直近3月間の割合及び員数の平均について確認できる資料を作成し、保存すること。
17	共通	夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算を算定するために必要な夜勤職員数を配置していたが、算定要件である暦月ごとの1日平均夜勤職員数を算出していない。	算定要件である暦月ごとの1日平均夜勤職員数を算出し、確認できる資料を保存すること。また、今後は当該算定要件に基づき、算定の可否を確認すること。
18	(地域密着型)介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算	本来高リスクと判断される1か月に体重5%以上の減少がある利用者に対し、低栄養状態のリスク判断を低リスクとしていた事例があった。	一時的な高リスクの利用者であったとしても、モニタリングの間隔の設定については高リスクとして設定し、その後関連職種とのケア会議だけでなく、嘱託医の意見も踏まえ施設長管理のもと、総合的な判断を行い適切に低栄養状態のリスク判断を行うこと。また、経過の記録を取ることを。
19	共通	サービス提供体制強化加算	常勤換算方法が前年度の平均を用いていなかった。	職員の割合については、毎月算出し、確認を行っているが、算出に当たっては前年度(3月は除く)の常勤換算方法を用いること。
20	(介護予防)短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算	算定要件である前年度の平均の割合を併設型と空床型で併せて計算しており、算定根拠となる割合の計算方法に誤りがある。	併設型と空床型でサービス提供体制強化加算を算定することとしているため、それぞれの算定要件である介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が確認できる資料を作成し、保存すること。また、今後は適切に資料作成を行い、算定の可否を確認すること。

変更届出書等の届出についての留意事項について【共通】

1 指定事項等変更届及び変更届出書

- ・日付の記載がない。
- ・サービス名及び根拠法令に丸を付けていない。
- ・短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の2つのサービスが該当するのに、「短期入所生活介護」としかサービスの種類の欄に記載がない。
「(介護予防)短期入所生活介護」と記載するか、「短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護」と記載すること。ちなみに(地域密着型)介護老人福祉施設併設の場合でどちらのサービスにも共通する場合は2枚出すこと。

2 勤務表

- ・提出時の運営規程に記載がある人員と勤務表の人員が合わない。(パートも含む。)
- ・常勤、非常勤等の記載誤り及び無記載がある。(勤務表を常勤と非常勤で別けている施設は除く。)
- ・説明書きのないシフトの数字又は文字が勤務表中に記載されている。
- ・兼務の業務の記載がない。多い事例として、生活相談員及び介護支援専門員の兼務であるが、どちらか一方の記載しかない。
- ・兼務規定がない職種にあたって、その職種ごとで別ける必要があるのに常勤換算方法で別けられていない。
- ・加算対象の職種について、入所者の数を100で除した数以上配置する必要がある場合など、常勤換算方法で員数が必要な場合は明確に記載すること。
- ・職種ではなく役職のみ(例えば主任)を記載している場合等、職種が確認出来ないため、運営規程に記載されている職種でわかるように記載すること。
- ・常勤換算方法後の員数の欄が1.1等になっている場合があるので常勤・非常勤毎に入力後確認すること。
- ・(地域密着型)介護老人福祉施設に併設で短期入所生活介護事業所がある場合の勤務表については双方直接処遇を行う可能性のある職員はすべて載せてください。
(地域密着型)介護老人福祉施設の場合は空床短期入所のサービスが含まれることが多いため、特に注意してください。
(地域密着型)介護老人福祉施設及び短期入所生活介護サービス共に申請する場合は、添付書類もそれぞれ2部ずつご準備ください。

**(介護予防)短期入所生活介護中の通院について利用者から付
添費用や交通費の徴収は可能か？【短期生活】**

条例第160条等により事業所の医師及び看護職員は常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならないと記載されています。

(介護予防)短期入所生活介護の入所中の通院についての取扱いは(地域密着型)介護老人福祉施設が施設サービス費内に含まれるのと同様に短期入所生活介護費内に含まれるとされています。

すなわち、通院にかかる交通費及び付き添いに係る人件費等については利用者からの徴収は原則出来ません。(厚生労働省確認済)

併せて、施設の車で送迎する場合の交通費(ガソリン代実費相当)は原則徴収は出来ませんし、(介護予防)短期入所生活介護利用中は(介護予防)訪問介護サービス費は算定も出来ません。(介護保険が適用されるいわゆる介護タクシーを含む。)

ただし、特段の事情によりタクシー等による搬送があった場合や遠方の医療機関を利用者が指定した場合の交通費(タクシーなどの公共交通機関に限る。)及び高速道路通行料等実費の範囲内で徴収することについては可能とされています。

平成25年4月1日より国の基準から下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第70号)第160条及び下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第71号)第148条により運用されることとなりました。

長期で短期入所生活介護利用の方のサービス担当者会議で居宅介護支援事業所の介護支援専門員がケアプランの2表に短期入所生活介護利用中の通院について、「家族」と記載されている場合は、なぜ事業所側ではなく家族が行うのか必ず、双方が確認してください。

施設サービス計画における口頭指摘事項について【老福】

【1表】

1. 「総合的な援助の方針」の欄について、家族や主治医といった緊急時の対応先やその連絡先等について記載すること。
2. 施設サービス計画書(1)(第1表)の「介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」に記載がなかった。介護保険証の同欄に記載がない場合は、それが分かるように「特になし」等の記載をすること。
3. 「介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」において、無記載のものが見受けられたため、保険証の同項目に記載がない場合は、それを確認したことが分かるように「特になし」等を記載すること。

【2表】

1. 施設サービス計画書(2)(第2表)の長期目標を1年、短期目標を6ヶ月に設定しており、6ヶ月が経過するためサービス担当者会議を開催し、同じサービス内容を継続して行うことになったが、短期目標の期間を延長していなかった。残りの6ヶ月についても同じサービスを提供する場合は、短期目標の期間を二重線等で見え消しし、延長した期間を追記すること。

【5表】

1. サービス担当者会議の要点(第5表)の残された課題欄に記載がなかった。少なくとも次回開催時期や目的等は記載すること。また、誰が何をいつまでにするかも記載しておくことが望ましい。

【6表】

1. 施設介護支援経過(第6表)についての記載が不十分であった。モニタリングを通じて把握した、入所者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、施設サービス計画の変更の必要性等について今後記載すること。
2. 施設介護支援経過(第6表)にサービス担当者会議を行った記録を記載すること。
3. 施設介護支援経過(第6表)にモニタリングの結果の記録を記載すること。

最近の質問より【共通】

- 1 おむつカバーについて個人専用として使用したい利用者については、個人で購入してもらい、施設で購入する分については、洗濯をするが個人専用とせず、共同使用とすることとしたいがよいか。

【回答】通知文（介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について）に記載があるように、おむつ代等は施設サービス費にて評価されており、この評価には共同で使用することではなく、個人使用まで評価されています。但し、特注や、個人の執着による物品の指定等の場合は個人支出する場合があります。（厚生労働省回答）

- 2 運営規程の変更の施行日が更新等の手続きで1月以上前に出している日付で、前に出した日と同日であるが、問題ないか？

【回答】:同日付の変更であれば届出日が直近のものを優先とします。この場合附則に2回同日改訂を書く必要はありません。

- 3 ショートステイ中に嘱託医の往診にて薬が処方され、嘱託医の所属する医院の近辺の調剤薬局に薬を取りに行くように指示されたが、受け取りは家族に負わせてよいか？

【回答】介護保険法上の健康管理の範囲に含まれるとは言い難い内容であるため、家族に求めることに問題はありません。但し、薬の処方で赴く家族の負担を考えると他の方法がとれないか、家族の要望も確認し施設内で施設側も人員を割かず、家族には最小の負担を負わせる他の方法も検討してください。例えば、調剤薬局の中には薬の配達をするところもあり、また、今回の事例であれば嘱託医の所属する医院の近辺の調剤薬局または、施設近辺の調剤薬局に依頼し配達してもらい、嘱託医の診察時に合わせて同行する医院スタッフに持って来てもらう、施設の職員が外出する時について取って来てもらうなど他の方法を検討した結果、家族に負担を負わせざるを得ないのであれば、やむを得ませんが、常に利用者や利用者家族の利便性についても検討を行ってください。（回答時から一部文言の修正有。）

高齢者介護施設における感染対策マニュアルの確認について 【共通】

厚生労働省より「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月)」が公表されています。

平成17年3月にとりまとめられた「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」をもとに、平成19年3月にとりまとめられた「特別養護老人ホームにおける感染対策ガイドライン」の内容を統合し、近年の施設における感染症の動向や感染症に関する新しい知見を踏まえ改訂されているため、自己点検等を踏まえ、再度見直しをお願いします。(厚生労働省ホームページより引用)

高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月)

1. マニュアルとガイドラインの内容の統合と記述の充実

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成17年3月)」をもとに、「特別養護老人ホームにおける感染対策ガイドライン(平成19年3月)」の内容を統合しました。また、近年の施設における感染症の動向や新たな知見を踏まえ、記述内容を全体的に見直し、現場で参考としやすくなるよう具体化・明確化しました。

2. 入所者の人権の尊重と感染症に対する正しい理解の一層の促進

入所者の人権を尊重する観点から、入所時の健康状態の把握とサービス提供の可否の判断等についての記載を追加しました。また、職員を対象とした研修については、従前から行われている感染症予防や感染拡大を防止する観点からの内容に加え、感染症に対する正しい理解を促進し、特に慢性感染症(HIV感染症、肝炎等)罹患者等に対する偏見や差別をなくす観点からの内容も含むよう、記述を追加しました。

3. 職員の健康管理の内容の充実

感染媒介となりうる職員の健康管理に関する内容について具体的な記述を追加しました。また、職員が入所者の血液等に直接触れる事例が発生した場合に備えた職業感染対策の内容を追加しました。

4. 職種ごとに取り組むべきことの明示

「感染症発生時の対応」について、職種ごとに取り組むべきことを明示し、介護職員、看護職員と配置医師が連携して速やかに対応できるよう、内容を明確化しました。

5. 個別の感染対策の内容の充実

- ① 感染経路別予防措置策の見直し
標準予防措置策(スタンダード・プリコーション)に加えて取り組むべき感染経路別予防策の内容を見直しました。
- ② 薬剤耐性菌についての内容を追加
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)と緑膿菌の内容をまとめ、薬剤耐性菌として整理し、内容を追加しました。
- ③ 肺炎マイコプラズマ、誤嚥性肺炎の追加
高齢者介護施設で問題となる可能性の高い疾患として、新たに「肺炎マイコプラズマ」と「誤嚥性肺炎」を追加しました。

6. 掲載している法令、通知等の更新

付録等に掲載している法令や通知を最新のものに更新しました。

養介護施設従業者等による高齢者虐待について【共通】

近年、養介護施設従業者等による高齢者虐待の相談・通報件数が全国的に増加傾向にあり、本市においても高齢者虐待と疑われる通報があり、昨年度監査(立入検査)を実施いたしました。数値等については全国での集計件数であり、社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センターが作成した資料を引用し掲載しています。 出典：「高齢者虐待の実態と防止・対応上の留意点」、「高齢者虐待防止に関する研修会会場資料」より

1 「養介護施設従業者等」の定義

養介護施設、または養介護事業の業務に従事する者(経営者・管理者含む。)

2 高齢者虐待の相談・通報件数 市町村が受理した件数

	H18(件)	H24(件)	増加率
養介護施設従業者等	273件	736件	270%
養護者	18,390件	23,843件	130%

3 虐待判断事例数

	H18(件)	H24(件)	増加率
養介護施設従業者等	54件	155件	287%
養護者	12,569件	15,202件	121%

4 施設等の種別

	特養	老健	療養型		GH	小規模多機能
件数	46	14	2		41	2
割合	29.7%	9.0%	1.3%		26.5%	1.3%

有料	軽費	養護	ショートステイ	特定施設	その他
11	0	2	7	10	7
7.1%	0.0%	1.3%	4.5%	6.5%	4.5%

訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	合計
3	8	2	155
1.9%	5.2%	1.3%	100%

「その他」は未届け有料老人ホーム等

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》10
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

5 虐待類型の組み合わせ

	身体的虐待 (単独)	ネグレクト (単独)	心理的虐待 (単独)	性的虐待 (単独)	経済的虐待 (単独)	身体+ 心理	ネグレクト +心理	その他の組 み合わせ・ 3種類以上	合計
人数	104	14	58	14	13	37	13	10	263
割合	39.5%	5.3%	22.1%	5.3%	4.9%	14.1%	4.9%	3.8%	100%

(複数回答形式)

6 被虐待者の基本属性

性別

男性：28.1%，女性：71.1%（不明0.8%）

年齢

65-74歳：8.0%，75-84歳：33.8%，85-94歳：44.1%

95歳以上：8.0%，65歳未満障害者：3.0%

要介護度

要介護2以下：19.0%，要介護3：24.0%，要介護4：32.7%，

要介護5：21.3%（要介護4以上で半数超）

認知症

不明を除くと、87.1%が自立度 以上。もっとも多いのは自立度（29.7%）

7 虐待の発生要因

教育・知識・介護技術等に関する問題	55.3%
職員のストレスや感情コントロールの問題	29.8%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	28.4%
倫理観や理念の欠如	11.3%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	9.9%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ	9.9%

(複数回答形式)

8 関係条文

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抜粋）

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。